

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	著作権法の一部を改正する法律案	
規制の名称	補償金の徴収・分配に係る指定管理団体制度の新設	
規制の区分	新設	
担当部局	文化庁長官官房著作権課	
評価実施時期	平成 30 年 2 月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>【規制の目的】 ICT 活用教育において他人の著作物を利用する場合、例えば、授業の参考教材として新聞記事などを教材の一部に掲載して、ネットで送信する際には、利用する度に事前に著作権者からの許諾を得て使用料を支払う必要がある。しかし、その著作物の著作権者やその連絡先が不明である場合や、連絡がついても速やかに許諾が得られない場合があり、日々の教育活動にタイムリーに著作物の利用をできるようにするための権利処理の環境が整っていないという課題が指摘され、その解決が求められている。</p> <p>【規制以外の政策手段の内容】 著作権法第 35 条の規定による利用は、膨大な数の著作物の少額の利用が、総体として大量に行われることや、同条の適用を受けることができる教育機関の数が膨大に上ること等から、権利者に個別に補償金を支払う方法や、複数の指定管理団体によって補償金を管理する方法等では、今般の制度を設ける趣旨を達成できない。</p> <p>【規制の内容】 著作権法第 35 条を改正し、本条に規定する公衆送信権に係る権利制限規定を拡充することと併せて、今般の改正により権利制限の対象となった公衆送信を行う場合には著作権者に対して補償金の支払い義務を課すこととする。その際、当該補償金の請求権を行使するに当たっては、権利処理に係る手続きコストを低減するため、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官の指定する指定管理団体のみが補償金請求権を行使することができる制度を設ける。</p>	
直接的な費用	遵守費用	<p>以下の内容が考えられるが、いずれも軽微であると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理団体に必要となる要件を具備するための調整に係る人件費や時間費用 ○文化庁長官の指定を受けるための申請書の作成及びその提出に係る準備及び人件費や時間費用
	行政費用	指定管理団体の指定に係る人件費や手続費用等の行政費用が生ずると見込まれるが、それらはいずれも軽微であると考える。
直接的な効果（便益）	権利者との連絡や許諾の申請、使用料の支払いといった膨大な手続コストが劇的に低減され、教育機関における著作物利用の円滑化が図られるとともに、そのような著作物の利用に応じて権利者に適切に対価が還元される。	
副次的な影響及び波及的な影響	本規制による集中管理制度を設けなければ制度改正の趣旨を達成できないことから、上記の直接的な費用以外に負の影響はないと考える。	
費用と効果（便益）の関係	上記の費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することが妥当である。	
代替案との比較	今般の法改正を実現するために採用可能な規制の代替案は存在しない。	
その他の関連事項	該当なし	
事後評価の実施時期等	当該規制については、著作権法の改正案に見直し条項の規定がないことから、見直し周期を5年として実施することとする。	